

横浜市寿町健康福祉交流センター
指定管理者公募要項

令和5年3月

横浜市健康福祉局生活支援課
援護対策担当

目次

1 指定管理者制度の趣旨	1
2 公募の概要	1
(1) 対象施設	1
(2) 指定期間	1
(3) 指定管理者の公募及び選定(「5 公募及び選定に関する事項」参照)	1
(4) 問合せ先	1
3 指定管理者が行う業務	1
4 横浜市寿町健康福祉交流センターの概要	1
(1) センターの設置目的	1
(2) 目的達成の手段	2
(3) 実施事業	2
(4) 職員配置及び経費等(実施事業を支える体制)	3
(5) リスク分担	4
(6) 業務実施上の留意事項	6
5 公募及び選定に関する事項	12
(1) 公募スケジュール	12
(2) 公募手続きについて	12
(3) 審査及び選定の手続きについて	13
(4) 応募手続きについて	17
(5) 応募条件等について	19
6 協定及び準備に関する事項	21
(1) 協定の締結	21
(2) 協定の主な内容	21
(3) 開業準備及び業務の引継ぎ	21
(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更	21
(5) 指定取消及び管理業務の停止	22

1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限定されていた「公の施設」の管理運営について、企業及び NPO 法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、令和 6 年 4 月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

横浜市寿町健康福祉交流センター（以下「センター」といいます。）

施設の詳細については、「横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者 業務の基準（以下「業務の基準」といいます。）」を参照してください。

(2) 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）

(3) 指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市寿町健康福祉交流センターの指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市寿町健康福祉交流センター条例」（平成 29 年 10 月横浜市条例第 32 号。以下、「条例」といいます。）第 18 条第 1 項に基づいて設置される「横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」といいます。）の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」といいます。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下「次点候補者」といいます。）の選定を行います。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当

電話：045（671）2425 F A X：045（664）0403

E-mail：kf-entai@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

条例第 2 条に規定する事業の実施に関すること。

（詳細は、以下と「業務の基準」を参照してください）

4 横浜市寿町健康福祉交流センターの概要

(1) センターの設置目的

センターは、「寿地区の保健医療の充実を図るとともに、寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくり及び介護予防の取組、自立した生活の支援並びに生活環境の向上を推進し、社会参加を促進し、市民相互の交流を深め、もって福祉の向上に寄与するため」に設置される施設です。

（条例第 1 条）

(2) 目的達成の手段

上記の目的を達成するために、以下のことを実施します。具体的な実施事業は次項のとおりです。（条例第2条）

- ア 寿地区の保健医療の充実に関すること。
- イ 市民の健康づくり及び介護予防の取組に関すること。
- ウ 市民の自立した生活の支援に関すること。
- エ 市民の生活環境の向上に関すること。
- オ 市民の社会参加の促進に関すること。
- カ 市民相互の交流の機会の提供に関すること。
- キ その他前各号に準ずる事業

【参考】寿地区について

寿地区は、横浜市中区寿町を含む約0.06km²の範囲に115件の簡易宿泊所が密集している地域で、5,403人が宿泊しています（令和4年11月1日現在）。最盛期には8,000人以上の労働者でにぎわう「日雇労働者のまち」でしたが、昭和48年のオイルショック等を経て労働市場としての機能を徐々に失い、住民の高齢化や生活保護受給者の増加により「福祉ニーズの高いまち」へと変化しました。

昭和49年、地区住民の生活環境整備や福祉向上、青空労働市場解消等を図るため、国・雇用促進事業団・神奈川県・横浜市の共同事業として、地区内に「寿町総合労働福祉会館」を建設しました。その後、令和元年度に耐震対策のため同施設を再整備した際には、寿地区のまちの方向性を「高齢者をはじめ誰もが安全・安心に住み、お互いに支え合いながら交流しやすい開かれたまちづくりを緩やかに進めていく」とした上で、施設の役割を「地域住民の生活環境向上」「介護予防・健康増進」「民間活力の活性化」「自立支援」と整理しました。これが現在のセンターです。

※寿町総合労働福祉会館再整備については、次のページもご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/kotobuki-shisaku/saiseibi/kihonkeikaku.html>

また、第4期中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」（令和3年度～7年度）の寿地区計画では、5年後の目指す姿を「寿に住んでいる、寿で育ったと、堂々と言えるまち～寿はたがいに受け止め合い支え合う～」とし、次の3つの目標を掲げています。

- 住んでいる人、住んでいた人、働く人、訪れる人などまちに関わる人が人とのつながりを感じられるまちにします。
- 日常的な健康づくりを続けると共に、認知症等の病気になっても住みやすい地域づくりに取り組みます。
- 寿地区に関わる人に地区のことや役立つ情報を伝えていきます。

※第4期中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」については、次のページもご参照ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/default20220131.html

(3) 実施事業

（詳細は「業務の基準」を参照してください）

- ア センターの運営に関する業務
 - （ア）診療所、精神科デイ・ケア施設の運営
 - （イ）健康コーディネート室の運営

- (ウ) 一般公衆浴場の運営
- (エ) ラウンジの運営
- (オ) 図書コーナーの運営
- (カ) 利用の許可が必要となるセンターの施設の提供
- (キ) 目的外使用の際の対応
- (ク) 物品販売等の申請受付、許可
- (ケ) 自主事業
- (コ) センターの情報提供、健康づくりや介護予防等に関する情報の収集・提供
- (サ) ことぶき協働スペース（本指定管理外）の管理運営者との連携

イ センターの維持管理に関する業務

- (ア) 建物保守管理業務
- (イ) 設備機器管理業務
- (ウ) 清掃業務
- (エ) 備品管理業務
- (オ) 保安警備業務
- (カ) 外構、植栽管理業務
- (キ) 廃棄物処理業務

ウ その他の業務

- (ア) 急病、緊急時の対応
- (イ) 遺失物、拾得物の処置・保管
- (ウ) 職員体制の構築と職員配置
- (エ) 管理運営マニュアルの作成
- (オ) 事業計画、事業報告及び自己評価に関する業務
- (カ) 横浜市が実施する行事及び業務への協力
- (キ) 関係機関との連絡調整業務
- (ク) 個人情報の取扱い、情報公開に関する業務
- (ケ) 指定期間終了時の引継業務
- (コ) その他

(4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

管理運営責任者としてセンター長を 1 名配置することとします。また、センターの施設の提供及び診療所、健康コーディネート室の運営等の業務を行うにあたり、必要な能力がある職員を配置する必要があります。必要となる職員の数や資格要件については「業務の基準」を参照のうえ、必要な常勤・非常勤職員を配置し、開館時間内すべてにわたり施設の運営に支障がないよう勤務形態を定めることとします。

イ 指定管理料（指定管理期間中の各予算案が、横浜市会において議決されることを予算執行の条件とするものです。）

施設の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本公募要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。減額の基準及び手続等については、協定で定めます。

ウ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、指定期間中2年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」といいます。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。※賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

エ 小破修繕

施設、設備及び備品等の小破修繕については、1件あたり60万円（消費税含む。）未満のものについては、年間の合計金額が300万円（消費税含む。）以下の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。

この金額を超える場合については、別途協議することとします。なお、横浜市が発注する修繕工事は、小破修繕には含まれません。

オ 運営収入

- （ア）利用料金収入…条例第13条で定める利用料金
- （イ）自主事業等に係る実費相当額
- （ウ）その他目的外使用に伴う収入

カ 維持管理運営費用

指定管理者が行わなければならない維持管理運営業務に伴う人件費、施設の修繕費、指定管理者が整備しなければならない備品費、光熱水費、保険料、警備業務や清掃業務等を外部委託した場合の委託費、及びその他経費等が含まれます。

キ 会計及び管理口座

当指定管理に係る会計は、団体が行う他の事業と別の会計としてください。

また、経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

（5）リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスク

に関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		横浜市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更			○
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	事業所税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	横浜市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等※1	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用		○	
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	横浜市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの (負担限度付き 上段：一件あたり、下段：年間合計)		60万円未満 300万円以下	左記金額を超える場合

利用者等への損害賠償	横浜市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	横浜市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※2	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※1 ①次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会等の委員に支払う謝金等の費用

②組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用

※2 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症の流行等

(6) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (ウ) 横浜市寿町健康福祉交流センター条例（平成29年10月横浜市条例第32号）
- (エ) 横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則（平成29年12月横浜市規則第64号）
- (オ) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- (カ) 医療法（昭和23年法律第205号）
- (キ) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）
- (ク) 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）
- (ケ) 公衆浴場法施行条例（平成24年9月横浜市条例第46号）
- (コ) 公衆浴場法施行細則（昭和61年6月横浜市規則第67号）
- (サ) 横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱（平成19年3月27日健生活第1415号）
- (シ) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (ス) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）
- (セ) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）
- (ソ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- (タ) 横浜市中小企業振興基本条例（平成22年3月横浜市条例第9号）
- (チ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (ツ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、横浜市の「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」等）
- (テ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）

イ センター及びセンターに付属する設備の維持保全及び管理について

センター及びセンターに付属する設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設

利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行うこととします。寿町スカイハイツとの共用部分及び共用する設備についても、施設間で取り交わす覚書や横浜市所管区局間で取り交わす協定等に従い建物・設備の維持保全及び管理を行います。

(ア) センター及びセンターに付属する設備の維持保全及び管理

指定管理者は、関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認を実施し、施設を適切に利用できるかどうかを把握します。施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに横浜市へ報告するとともに協議の上で必要な措置を講じます。また、横浜市が実施する二次点検等に伴い、横浜市が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

(イ) センターの管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理及び清掃等、センターを安全で快適な状態に保つための業務を行うこととします。

ウ 行政との協働について

指定管理者は、横浜市政の方針を理解するとともに、関連局区の運営方針や福祉保健計画等を理解し、関連局区と協働して事業に取り組み、市民に対する福祉保健医療等のサービスの向上に努めることとします。

エ 近隣施設との連携

センターの近隣には、横浜公共職業安定所横浜港労働出張所、寿福祉センター保育所、横浜市生活自立支援施設はまかぜ、横浜市寿福祉プラザ相談室、横浜市寿生活館等の施設があり、センターの運営のために日ごろより連絡調整を密に行うものとします。

オ 防災対応

センターには防災備蓄倉庫を設置しており、地元自治会等と協力して管理します。

また、消防法で規定されているセンターの防災訓練のほかに、地元自治会等が行う防災訓練や啓発事業に協力するものとします。

カ センターの周辺対策

センター周辺の不法投棄対策として、横浜市資源循環局中事務所や中土木事務所との連携した取組を行う必要があります。

キ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の受審

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

センターの指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期を原則とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

(エ) 運営状況の報告

指定管理者は、横浜市の求めに応じ運営状況について適宜報告するものとします。

(オ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ク その他

(ア) 公正中立性の確保について

指定管理者は、公施設として、住民、地域団体、事業者等に対して公正中立な立場で業務にあたることとします。

(イ) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(ウ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準

拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(エ) 施設の利用について

指定管理者は、正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒むことはできません。(地方自治法第 244 条第 2 項)。また、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱をすることはできません(地方自治法第 244 条第 3 項)。

(オ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は 1 億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(カ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

(キ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現にセンターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(ク) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるとします。その場合は、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(ケ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(コ) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、横浜市財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(カ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(キ) 災害等発生時の対応

現段階では、横浜市防災計画に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

また、日ごろから地域の様々な情報に触れることができるという利点を活かすとともに、センターの災害対策機能（災害時用トイレや給水施設など）の活用など、災害発生に備えた地域の活動を支援することとします。

(ク) 急病等への対応

指定管理者は、利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、マニュアルを作成するとともに、AEDを設置し、その取扱いに習熟するほか、センター内の診療所や近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこととします。

(ケ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(コ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(カ) 横浜市暴力団排除条例の遵守

「横浜市暴力団排除条例」（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）の施行（平成 24 年 4 月 1 日）にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(チ) 横浜市中心小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より「横浜市中心小企業振興基本条例」（平成 22 年 3 月横浜市条例第 9 号）を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、当該条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(ツ) 横浜市中心企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(テ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律等を踏まえた取組の実施

横浜市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図っています。

指定管理者は、本法律及び本指針の趣旨を踏まえ、物品及び役務の調達等にあたって、障害者就労施設等への優先発注に努めるものとします。

(ト) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている団体（共同事業体の場合は、すべての構成団体）について、財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(ナ) ウェブサイトについて

a 最低限掲載すべき内容

指定管理者はセンターのウェブサイトを設置し、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) センターの事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティに関する仕様書」に基づき、「JIS X 8341:3-2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ニ) センターを紹介するパンフレットについて

指定管理者は、紙媒体によるセンター紹介のパンフレットを用意することとします。

(ヌ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

(ネ) その他市政への協力
その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ノ) その他
その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

公募のお知らせ・公募要項の配布	令和5年3月27日(月)～4月24日(月)
現地見学会及び応募説明会	令和5年4月10日(月)
公募要項に関する質問受付	令和5年4月10日(月)～4月14日(金)
公募要項に関する質問回答	令和5年4月19日(水)頃(予定)
応募書類の受付期間	令和5年4月24日(月)～4月28日(金)
審査・選定(面接審査実施)	令和5年5月中旬～下旬(予定)
選定結果の通知・公表	令和5年5月下旬(予定)
指定管理者の指定	令和5年9月下旬(予定)
指定管理者との協定締結	令和6年1月下旬(予定)

(2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：令和5年3月27日(月)から令和5年4月24日(月)

(イ) 配布場所：健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当(横浜市中区本町6-50-10)
横浜市市民情報センター(横浜市中区本町6-50-10)
ホームページからダウンロードができます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/kotobukichocenter/20180115101649.html>

ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会、応募方法及び応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限り御参加ください。当日は、本公募要項は配布しませんので、各自で御持参ください。なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

(ア) 開催日時：令和5年4月10日(月)午後2時から午後4時まで

(イ) 開催場所：横浜市寿町健康福祉交流センター

(ウ) 参加人数：各団体3名以内とします。

(エ) 申込方法：参加を希望される団体は、3月31日(金)午後5時までに、FAXまたはE-mailで「横浜市寿町健康福祉交流センター応募説明会申込書」(様式12)を横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当にお送りください。
なお、説明会当日、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：令和5年4月10日（月）午前9時から4月14日（金）午後5時まで

(イ) 受付方法：FAXまたはE-Mailで「質問書」（様式13）を横浜市健康福祉局生活支援課
援護対策担当宛にお送りください。なお、電話でのお問合せには応じられません
のでご了承ください。

オ 質問への回答

回答方法：令和5年4月19日（水）（予定）に、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載
により回答します。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/kotobukichocenter/20180115101649.html>

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「5（4）応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：令和5年4月24日（月）午前9時から令和5年4月28日（金）午後5時

(ウ) 受付方法：横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当まで、持参いただくか又
は記録が残る送付方法（簡易書留等）で御提出ください（受付期間内必着）。

(エ) 提出先：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 16階
横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当 宛

(3) 審査及び選定の手続きについて

ア 審査方法

選定評価委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市健康福祉局長が指定候補者及び次
点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的
に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑
を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、応募者に後日お知らせいたします。

なお、選定評価委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市会の議決を
経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、横浜市寿町健康福祉交流センターの
指定管理者として正式に指定されます。

イ 横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員（敬称略）

氏名	備考
阪東 美智子	国立保健医療科学院上席主任研究官
佐藤 美貴	横浜市不老町地域ケアプラザ主任ケアマネージャー
村田 由夫	寿地区自治会長
長倉 靖彦	横浜掖済会病院名誉院長
鈴木 智子	公認会計士

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定

評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	審査の視点	配点
1 団体の状況		30
(1) 団体の理念、基本方針	団体の理念、基本方針及び業務実績等が公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
(2) 団体の財務状況	団体の財務状況は健全で、施設の管理運営を安心して任せられるか。	5
(3) 団体の活動実績等	センターの目的と類似した事業や、センターの利用対象者もしくはそれに類する者を対象とした事業を実施した例があるか。また、その実績は良好か。	10
(4) 地域特性への理解	寿地区に関する市の施策の方針や寿地区の歴史的背景、地域住民の生活状況、医療の現状など地域特性を理解しているか。	10
2 運営ビジョン		15
(1) 施設運営の基本的な考え方	センターの設置目的を理解し、地域住民の健康・医療・福祉・交流に寄与するため、指定管理者としてどのように施設運営を行うかが具体的に示されているか。	15
3 職員配置・育成		15
(1) 職員の確保、配置	必要な有資格者や経験者の確保の手段等に具体性があるか。また、人員配置や勤務体制が適切か。	10
(2) 職員の育成	職員の育成・研修の考え方や計画が、センターの目的を達成するためにふさわしいものとなっているか。	5
4 施設の管理運営		30
(1) 施設・設備の管理及び保守の考え方	施設の安全確保及び建物の長寿命化の観点を踏まえた考えが示されているか。	5
(2) 事件や事故の防止・危機管理体制	事件や事故の防止体制が適切か。事故発生時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5
(3) 防災に対する取組	横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。地域と連携した具体的な取組が提案されているか。	10
(4) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、苦情等の受付方法やこれらに対する改善方法に具体性があるか。また、迅速に対応できる体制について示されているか。	5

	(5) 横浜市の重要施策を踏まえた取組	<p>事務・事業の遂行の際に、次に掲げる横浜市の重要施策を踏まえどう取り組むかが具体的に提案されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報保護、情報公開、人権尊重に関する横浜市の各施策 ● ヨコハマ3R夢プラン ● 横浜市中心企業振興基本条例 ● 横浜市障害者就労支援施設等からの優先調達方針 ● 横浜市男女共同参画行動計画 ● 横浜市次世代育成支援行動計画 	5
5 事業の企画・実施			105
	(1) 診療所、精神科デイ・ケア施設の運営	診療所等の運営実績があり、寿地区の医療の需要を踏まえ、地域に根差した診療を継続的に運営する適切な体制が具体的に示されているか。	15
	(2) 健康コーディネート室の運営	寿地区内の住民の健康に関する課題等を理解し、健康づくりや介護予防等に取り組む有効な手法が示されているか。	15
	(3) 一般公衆浴場の運営	センターでの一般公衆浴場の運営を通じ、地域住民の生活環境の向上を図るための取組が具体的に示され、実現可能なものとなっているか。	10
	(4) 1階諸室、広場及び活動交流スペースの運営	ラウンジ、図書コーナー、作業室、調理室、多目的室、広場、活動交流スペースの具体的な活用方法や諸室の連携について、有効な手法が示されているか。	10
	(5) 施設の利用促進	センターの利用促進につながる広報その他の有効な具体策が示されているか。	5
	(6) 自主事業	寿地区の生活環境及び地域福祉の現状を理解し、地域のニーズを十分に把握した上で、多くの住民が参加できるような事業が企画されているか。	15
	(7) センターの情報提供、健康づくりや介護予防等に関する情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ● センターや寿地区に関する情報を、パンフレットや広報誌、ウェブサイト等の各手段のうちの確なものを用い、しかるべき相手へタイムリーに提供する提案となっているか。 ● 健康づくりや介護予防に関する情報を的確に収集・提供し、地域住民の健康増進・介護予防につなげることができる提案となっているか。 	5
	(8) ことぶき協働スペース運営団体との連携	ことぶき協働スペースの運営団体との効果的な連携について、具体的な取組が提案されているか。	5
	(9) 関係機関、地域団体等との連携	地域行事への協力や自主企画事業の実施等において、関係機関・地域団体等との連携により、地域へ貢献するとともに事業の効果を高めていくことが期待できるか。	15

(10) 横浜市との協働	寿地区に関する横浜市の施策や地域福祉保健計画、区事業等を十分に把握した上で、センターの役割を理解し、行政と協働して取り組む計画になっているか。	10
6 収支計画及び指定管理料		15
(1) 指定管理料及び施設の課題等に応じた費用分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料になっているか。 ● 利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか。 	10
(2) 運営の効率性	重要事項へ経費や人員を重点的に充てる一方、事務の改善や無駄の削減を進めるなど、効率的かつ効果的な管理運営を行う工夫が提案されているか。	5
7 加減点項目		
(1) 市内中小企業等であるか	次のいずれかに該当するか。 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内中小企業 ● 中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ● 地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	10
(2) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	実績が良好であるか。	-10 ~20
合 計		240

※ 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 210 点満点の6割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。

※ 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市健康福祉局のホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として指定の議決後に公表します。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/kotobukichocenter/20180115101649.html>

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和5年9月下旬予定）

- キ 指定管理者との協定締結
「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本・副本各1部及びファイルに綴じた8部（計10部）を提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

- ア 指定申請書（様式1）（横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則 第1号様式）
イ 事業計画書（様式2-1～2-6）
ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式3-1～3-2）
エ 賃金スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式4）
オ 団体の概要（様式5）
カ 申請団体役員名簿（様式6） ※県警照会用エクセルファイル（データ）もご提出ください。
キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）
ク 定款、規約その他これらに類する書類
ケ 履歴事項全部証明書^{*1}（法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。）
コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）
サ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類
シ 税務署発行の納税証明書 その3の3^{*1, 2}（公募要項の配布開始日以降に発行されたもの。）
ス 横浜市税の納付状況調査の同意書（様式8）^{*2}
応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。
セ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類^{*3}
労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
ソ 健康保険の加入を確認できる書類^{*3}
年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
タ 厚生年金保険の加入を確認できる書類^{*3}
年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
チ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※1 同一の区局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇（施設名）の応募書類（令和●年●月●日に●区局●●課に提出）として添付」と明記してください。

※2 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）」を提出してください。

- ※3 各種社会保険への加入の必要がないため、セ、ソ及びタの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式 10）を提出してください。
- ※4 共同事業体として応募する場合は、上記アからエまでに加えて、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記オからツまでを提出してください。その際、次の2点をオに添付してください。
- オー(ア) 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）
- オー(イ) 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）
- なお、オ～テの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。
- ※5 中小企業等協同事業組合として応募する場合には、上記アからエまでに加えて、すべての担当組合員に関するオからツまでを提出してください。その際、次の書類をオに添付してください。
- オー(ウ) 事業協同組合等構成員表（様式5-4）
- ※6 その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。
- ※7 医療法の規定により、営利を目的とする法人（※注）が共同事業体の構成団体になることはできません。

（※注）「地方自治法に基づく指定管理者制度の活用に際しての留意事項について」

平成 15 年 11 月 21 日 各都道府県医政主管部（局）長宛
医政総発第 1121002 号 厚生労働省医政局総務課長通知

（略）

記

1 地方自治法に基づき指定管理者に病院等の管理を行わせる場合の病院等の開設者について

地方公共団体以外の主体が病院等の管理を委託する場合には、当該病院等において医療を提供している者が医療法上の病院等の開設者となるものであるが、地方自治体の指定管理者制度に基づき地方公共団体が設置する病院等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、当該病院等の管理運営に係る責任を、指定管理者に管理を行わせる地方公共団体が有するという指定管理者制度の趣旨にかんがみ、指定管理者に管理を行わせている地方公共団体を医療法上の病院等の開設者とする。

指定管理者に病院等の管理を行わせる場合において、条例又は協定等により規定すべき事項を参考までに示すと、以下のとおりである。

- 診療科名
- 病床数及び病床区分
- 地方公共団体が関与する仕組み（地域における医療関係者から構成される協議会の設置、議会への諮問等）
- 医療事故の場合の責任の所在
- その他病院等の管理運営に関する重要事項

2 指定管理者とすることができる者の範囲について

改正法（※地方自治法の一部を改正する法律 平成 15 年法律第 81 号）の施行に伴い、医療法人については指定管理者とすることが可能となったが、医療法第 7 条第 5 項の趣旨に照らし、営利を目的とする者については指定管理者とすることができないこと。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

横浜市による寿地区に関する施策の方針並びに寿地区の歴史的背景並びに生活環境及び地域福祉の現状を理解するとともに、寿地区の医療の需要を把握し、条例第2条に規定する事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民の寿地区に関する主体的活動及び相互の交流に対する支援を行うことができる法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体（以下「団体」という）であること。

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
 - (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないこと
 - (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
 - (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
 - (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
 - (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
 - (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- ※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が欠格事項の（ア）から（ク）までのいずれにも該当しないととも、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。
- (イ) 当該共同事業体の構成団体がセンターの指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が欠格事項の（ア）から（ク）までのいずれにも該当しないととも、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」の提出が可能であること
- (イ) 当該中小企業等協同組合の担当組合員がセンターの指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していないこと

オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

カ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

（ア）現地見学会・応募説明会への代理出席

（イ）事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

（ウ）選定評価委員会の面接審査への出席

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

（ア）カ～ケの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合

（イ）応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

シ 応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。

セ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ソ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

（1）協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

（2）協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

（3）開業準備及び業務の引継ぎ

ア 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

イ 業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

（4）指定候補者及び次期指定管理者の変更

横浜市は、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者と指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、センターに係る業務及び管理の準備のた

めに支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに應じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき

エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき

キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき

ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。